総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［グリーン・イノベーション］　平成25年度

次世代型農業生産構造確立特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　(3.8＋3.3)／2＝3.6　**B**

ⅰ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	農業所得額の増加	定性評価
2	光熱動力費削減額	定性評価
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	A

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	農業所得額の増加	B
2	光熱動力費削減額	C

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0)／3＝4.0　①…4.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・建設業からの農業参入、既存法人への新たな農地集積などの取組みを段階的に進める計画であることは明確だが、適正な代替指標等の検討が必要である。70%の農地を集積できる見込みについては具体的な説明がほしい。
・光熱動力費の削減のため、小型木質ペレット加温機の開発や小水力発電の実証、説明会や導入可能性調査を実施しているが、こういった再生可能エネルギー設備は初期費用が高く、実際に導入されるのか疑問もある。
・「新たな雇用者数の確保」については、新たな施設オープンによる目標値の大幅達成を踏まえ、目標値を見直そうとしている点は評価できるが、外生要因の影響も考えられることから、雇用の内容についての議論が求められる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.2

ⅰ）の評価　①＋②　**3.8**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	農業所得額の増加	C
2	光熱動力費削減額	C
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	B

（専門家所見（主なもの））

・農業所得額の増加に向けて、今後の進捗を確実にするための新たな方策が望まれる。併せて、事業効果を含む丁寧な進捗の把握が期待される。
・H26年度以降、どのような構成での再生可能エネルギーの導入をめざすのかなど、今後の設備導入に向けた具体的な取り組みが必要である。
・H25年度は、目標値を大幅に上回る新たな雇用を確保している。また、H25年度に3法人、H26年度に2法人の設立が予定されるなど、新規雇用創出へ向けた効果的な対策が認められる。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／3＝3.3　3.3

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.0+3.5)／2＝3.3　　**C**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化
（概要）
・国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。引き続き市町や農業者等への周知を図る。
（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
・平成26年度以降についても、事業の進捗に応じて適切にご検討いただきたい。

（専門家所見（主なもの））
・国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化が可能であることが確認された。現時点で活用の実績は

3.0

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・農地再編整備と加工販売施設整備に対して、財政支援措置の活用を行っている。

3.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(3.0＋3.0)/2＝3.0　　3.0

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・機械導入、法人化支援、女性企業育成、就農前研修支援など多角的な取組みが行われている。

3.5

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

H25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.6+3.3)/2−0.25＝3.2

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・具体的な評価は26年度の農地整備事業の完成を待たなければならない。関連事業は順調に進展していると思われるが、進捗状況の把握方法については検討が必要と思われる。特に、光熱動力費削減については目標の再検討が必要ではないか。
・全体の事業実施には農地再編整備や再生可能エネルギー施設導入など先行投資的な準備が必要になるため、直ちに実績を得られないが、その準備に関する取組みは着実に進められている。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.45）に上記所見を加味（−0.25）し、総合評価結果をC（3.2）とする。

C

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。